

令和3年度  
印旛沼二期農業水利事業  
一本松機場耐震補強その他工事

特別仕様書  
(当初)

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

## 第1章 総則

印旛沼二期農業水利事業一本松機場耐震補強その他工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）及び農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、標準仕様書及び共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営印旛沼二期土地改良事業計画に基づき、一本松機場の上屋耐震改修工事を行うものである。

### 2. 工事場所

千葉県印西市瀬戸地内

### 3. 工事概要

工事概要は下記のとおりである。

(1) 上屋耐震改修工事	1 式
鉄筋コンクリート造1階建	
延床面積	484m <sup>2</sup>
窓開口閉塞、壁打ち増し	一式
天井スラブ補強	一式
屋根防水改修	433m <sup>2</sup>
外壁塗装	601m <sup>2</sup>
内装改修	一式

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概略数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

## 第3章 施工条件

### 1. 工事期間中の休業日について

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を含んでいる。

## 2. 工程制限

4月から8月はかんがい期間中であり、建屋内のポンプが稼働しているため、9月以降でなければ、天井スラブ改修工事及び内装改修工事の施工を開始することができない。

## 3. 施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等によるほか、下記要綱等に従い施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）  
（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）
- ・建設工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）

## 4. 施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法、その他関係法令等によるほか下記要綱に従い周辺環境の保全に努めること。

## 5. 作業時間の制限

現場への資機材の搬入・搬出については、8時30分から17時までの間に行うものとする。

## 6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別途監督職員により通知する。

## 7. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕工期を設定した工事である。

余裕工期内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない機材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期；令和4年3月29日から令和5年3月17日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和4年3月28日まで）

※契約締結後において、余裕工期内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕工期は適用しない。

## 第4章 現場条件

### 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

## 2. 関連工事

本工事に関連する工事は、次のとおりであり、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

### (1) 印旛沼二期農業水利事業 一本松機場師戸西用水路建設工事

(施工時期：令和3年11月9日～令和5年3月16日)

## 3. 隣接地に対する措置

(1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

(2) 本工事周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について監督職員と協議しなければならない。

## 4. 第三者に対する措置

### (1) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

3) 騒音・振動基準は印西市環境保全条例施行規則に準拠するものとし、敷地境界地点において、振動基準値を75dB未満とする。

なお、これを超える場合もしくは近隣施設等に影響を与える恐れがある場合は、作業を中止し監督職員と協議するものとする。

### (2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

### (3) 交通対策

本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分な安全対策を講じるものとする。

市道等の通行に当たって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

### (4) 安全対策

夜間及び休業日は一本松機場敷地内に侵入できないよう対策を行うこと。

## 5. 関係機関等との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

## 第5章 指定仮設

### 1. 工事用道路等

#### (1) 現場搬入路

県道佐倉印西線及び印西市道2-4号線を現場搬入路として利用することとしている。なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、利用に先立ち道路状況を調査し、監督職員に結果を報告しなければならない。現場への搬入路は、10t車の通行が可能である。

### 2. 水替工

本工事の施工にあたり、支障となる湧水については、想定していない。

## 第6章 工事用地等

### 1. 工事用地等

本工事における借地は見込んでいない。

### 2. 着手前現地状況等の測定記録

下の項目について着手前に現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

#### (1) 基盤土面標高（施工前・施工後）

#### (2) 既施設等の位置・高さ（施工前・施工後）

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

なお、電力設備は低圧受電を想定しているが、低圧受電が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

## 第8章 工事用材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

#### (1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄筋コンクリート	24+S※	18	20or25	60以下	N	躯体

※) 構造体強度補正值(S)は、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温  $\theta$  に応じて定める。

普通ポルトランドセメント :  $8 \leq \theta$  の場合、 $S=3N/mm^2$ ,  $0 \leq \theta < 8$  の場合、 $S=6N/mm^2$

## (2) モルタル

- 1) 無収縮モルタル Fc30 圧入工法

## (3) 鉄鋼材

- 1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 SD295A、SD345
- 2) スパイラル筋 JIS G 3191 SR235
- 3) 鋼材 JIS G 3101 SS400

## (4) CFRP (炭素繊維強化プラスチック) 帯板

- 1) 厚さ :  $t=1.0mm$ ,  $t=2.0mm$
- 2) 幅 :  $50mm$
- 3) 比重 :  $1.60$
- 4) 引張強度 :  $2,400N/mm^2$
- 5) ヤング係数 :  $167kN/mm^2$

## (5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

## 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ、試験成績書
鉄筋及び鋼材	ミルシート、カタログ、試験成績書

あと施工アンカー	カタログ、試験成績書
CFRP（炭素繊維強化プラスチック）帯板	カタログ、試験成績書
防水材	色見本、試験成績書保証期間
屋根材	色見本、カタログ
床材	色見本、カタログ、試験成績書
壁材	色見本、カタログ、試験成績書
建具	製作承認図
塗料	色見本、試験成績書
内装材	色見本、カタログ、試験成績書
外装材	色見本、カタログ、試験成績書
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

### 3. 監督職員の検査又は試験

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受けるものとする。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
- (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行うものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を得るものとする。なお、公的試験所（これに準ずる試験所を含む）で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受けるものとする。
- (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出するものとする。

### 4. 取扱い説明書及び保証書

電気製品等メーカー品及び二次製品で取扱説明書及び保証書が添付されているものは取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、図面に示すものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

#### (2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期、頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- 3) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

工 種	確 認 内 容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)
コンクリート構造物	基準高、幅、厚さ、高さ、ひび割れ	壁 初期施工段階で1箇所	壁 初期施工段階で1箇所 中間段階で1箇所
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	鉄筋組立後1箇所	鉄筋組立後構造変更毎に1箇所
炭素繊維強化プラスチック帯板貼付	施工状況	初期施工段階で1箇所	同左
鉄骨取付	位置、取付状況	初期施工段階で1箇所	同左
モルタル圧入	施工状況	初期施工段階で1箇所	同左
外壁取付工 屋根取付工 防水処理工	外観・寸法 取付状況 使用材料 下地処理状況	作業着手時1回	同左

### (3) 中間技術検査

- 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

## 2. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

産業廃棄物区分	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト殻	(有)朝日	千葉県印西市岩戸太鼓 松 3588	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者
コンクリート廃材 (有筋)	(有)林建材	千葉県香取市荒北字 西沢向 726-1	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者
二次製品廃材	(有)小嶋建材 小嶋リサイクルセンター	茨城県稲敷郡河内町 長竿字荒地 5934-1	8:00～ 17:00	再資源化 施工業者

### 3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

#### (1) 建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎杭の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上屋構造部分・外装 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

### 4. コンクリート工

- (1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) コンクリート打設上施工継目となる箇所は、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。
- (3) コンクリート打設後は十分養生を行うものとする。
- (4) 使用するコンクリートは、第8章 工事用材料に示す強度補正を加えるものとする。  
なお、無筋コンクリート、軽微な工作物は補正の対象としない。

### 5. 建具工事

アルミニウム製建具及びスチール製建具は、製作図を提出して監督職員の承諾を得るものとする。

### 6. 処理に注意を要する建設廃棄物

本工事において以下の建設廃棄物の発生は生じないものと想定しているが、施工前調査において、存在が懸念される場合は監督職員に報告するものとし、調査・撤去及び処分等の方法について監督職員と協議の上実施しなければならない。

- 1) CCA処理木材
- 2) 石綿含有石膏ボード
- 3) 砒素カドミウム含有石膏ボード

## 7. 特別管理産業廃棄物の処理

本工事において、P C B等特別管理産業廃棄物の存在は無いものと想定している。

施工調査により新たに特別管理産業廃棄物の存在が判明した場合、及び特別産業廃棄物かどうか判明しない場合には、監督職員に報告し対応策を協議しなければならない。

## 8. アスベスト含有建材の除去及び処理

本機場の上屋は、アスベスト含有建築材の存在は無いものと想定しているが、アスベストの使用が疑わしい建材等がある場合は、監督職員に報告し対応策を協議しなければならない。

## 9. その他特殊な建設副産物の処理

本工事において、以下に示す建設副産物の存在は無いものと想定している。

施工前調査により新たに建設副産物の存在が判明した場合、及び建設副産物かどうか判明しない場合には、監督職員に報告し対応策を協議しなければならない。

- ・ フロン
- ・ ハロン
- ・ イオン化式感知器
- ・ 六フッ化硫黄ガス
- ・ P F O S
- ・ 特定化学物質

## 第10章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

資格主任技術者又は監理技術者の資格は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

### 2. 施工管理

#### (1) 施工管理の追加項目

品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事施工管理基準」、「機械設備工事施工管理基準」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、これらに定められていない事項については、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

#### (2) 情報共有システムについて

1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

### 3. 構造物品質確認検査

本体工の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行なわなければならない。

1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。

①調査頻度は、強度が同じブロック1 構造物の単位として各単位につき3 箇所の調査を実施しなければならない。

なお、受注者は事前に調査計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。

②調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その箇所の周辺において再調査を5 箇所実施しなければならない。

③測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法 (JSCE-G504)」により実施するものとする。

④測定結果によっては、コアを採取し圧縮強度試験を行なうこともある。

⑤実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行なうものとする。

なお、調査票については別途指示するものとする。

2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。

①構造物完成後、0.2mm 以上のひび割れ幅について別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。

なお、調査の結果有害と思われるひび割れについては、その原因を追究するとともに対処方法について監督職員と協議するものとする。

②調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。

### 4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記録する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 土質に著しい相違があった場合。
2. 破碎の必要な転石の出現があった場合。
3. 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現があった場合。
4. 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要がある場合。
5. 現場発生土が埋戻及び盛土材料に使用できない場合。
6. 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合。又は処理方法に変更が生じた場合。
7. 原形復旧の変更、追加の必要がある場合及び条件が著しく異なった場合。
8. 交通誘導警備員の配置の必要がある場合。
9. 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
10. 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
11. 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合。

12. 水質調査が必要となった場合。
13. 異常出水により、適切な措置を講ずる必要が生じた場合。
14. 関係機関又は第三者との協議により変更が生じた場合。
15. 歩掛調査等の追加が生じた場合。
16. 設計諸元等条件変更に変更等が生じた場合。
17. 産業廃棄物処理の種類、数量等に変更が生じた場合。
18. 湧水の出現により排水処理等の対策が必要となった場合。
19. 仮設排水路が必要となった場合。
20. 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
21. 建設発生土の搬出計画に変更が生じた場合。
22. 関連工事との調整により変更が生じた場合。
23. 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。
24. 遠隔確認の試行を行う場合。
25. その他精査により変更が生じた場合。
26. その他監督職員が必要と認めたもの。

## 第12章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

## 第13章 その他

### 1. 契約後VE提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
  - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
  - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書に記載し、発

注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
  - ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
  - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
  - 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
  - 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という)を削減しないものとする。
- 7) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のV E管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) V E提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が

一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2. 建設副産物情報交換システムの利用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

### 3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### 4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場着手する日については、令和4年4月以降を予定しているが、詳細な日程は契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日とする。

### 5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの協議等に対する監督職員の指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものはその日のうちに回答することを原則とし、午前に協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

## 6. 地域以外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式 1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式 2) 及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式 1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。  
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式 1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。  
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

### (1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

## (2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

## (3) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

## (4) 設計コンサルタントの出席

上記8.(1)、(2)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

## (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

### 1) 真夏日

日最高気温が28℃以上の日をいう。

### 2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 補正係数 : 1.2

## 9. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

## 10. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

## 11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費 : 建設機械の運搬費

準備費 : 伐開・除根・除草費

2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。

3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請

負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 1 2. 週休2日制の促進

監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

## 第14章 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。